

令和8年 第2回 新富町農業委員会会議録

(令和8年2月27日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和8年 第2回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和8年2月27日(金)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和8年 2月27日		午後 2時00分		議長	
	閉会 令和8年 2月27日		午後 2時32分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	5番 井崎 誠 委員		6番 藤井 貞敏 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係 長	中谷 静江	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (5) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第9号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第10号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第11号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 　ただ今から、令和8年第2回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　1月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 　（報告事項を報告）

議長 　この件について質問等はないですか。

議長 　それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、5番　井崎　誠委員、6番　藤井貞敏委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 　それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3　議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　その1についてご説明いたします。
譲受人は株式会社■■■■■■■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■■■■■

さん、申請地は大字下富田字■■■■■■の畑で1,481㎡です。所有権移転の経営規模拡大で10aあたり■■■■■円の対価額は■■■円となっております。なお、取得後はピーマンやホウレンソウを作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、申請地はハウスが建って作付けされており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 この案件は、対価額が■■■■■円とかなり高額なんですけど、自分を通じてあっせんが来たんですけど、あまりにも価格が大きいため事務局と話をし、周りの田んぼへ影響しかねないということで、3条で出してくれないかとお願ひしました。それで、なんでこんなに高いか聞いたんですけど、■■さんとこの■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の代表の■■さんが親の代から仲良くして、色を付けてこの値段で売るということでした。3条に回してくださいということでこういうことになりました。

議長 次に、その2について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字上富田字■■■■■■の田で230㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■■円で対価額は■■■■■円となっております。なお、取得後は果樹を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理がされており耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 次に、その3について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■■ほか3筆で4筆合計 1591.55 m²です。親子間での所有権移転になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、牧草が作付けしてあり耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 次に、その4について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

譲受人は有限会社■■■■■■さん、譲渡人は■■■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■■■の畑で 3,967 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、無償譲与となっております。なお、取得後は芋を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、牧草が作付けされており耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ありません。

議長 次に、その5について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その5についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■の畑で 1,265 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■円の対価額は■■■■円となっております。なお、取得後は大根を作付けするとのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し

た結果、耕起をすれば作付けできる状態であり問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員は私ですが、特にありません。

議長 次に、その6について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その6についてご説明いたします。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■■■ほか3筆の畑で、4筆合計1050.06㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■円の対価額は■■■■円となっております。なお、取得後は甘藷を作付けするとのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、作付けできる状態であり問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

中山 ちょっといいですか。4番の■■■■さんと■■■■さんの件です。昨日私の方に電話がありまして、今説明があったとおりに牧草が植えてありました。牧草を作っていたのは、うちの近くの畜産農家の方が借りておられたということで、なんでロータリーがしてあるんだろうかわからないと私に電話があったんですよ。それを調べるのに■■■さんに電話したら■■■■■■さんに売ろうとしていると。局長に電話して確認したら今日の総会に出ているということで、畜産農家の方に言ったんですよ。総会に上がっているということで、局長の方に調べてもらったら全く契約が結んでないと。契約をしてないからこういうことになるのかなあと。だから契約をきちんとしておかないとこういうことになりかねないと。気を付けてもらわないといけないのかなあと思いました。そこは本人にも言いました。納得されていました。以上です。

中山 これ、無償譲与となっておりますが何ですか。

猪俣 面積が約4反近くあるんですが。

事務局 理由は聞いていません。確認しておきます。

議長 まあ3条ですから、本人さん達が了解を得ているということでうちの方は特別何もいう事はありませんが。いいですかね。

(了承する声)

議長 ほかに質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第7号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
現地調査資料の1ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字下富田字■■■■■■ほかに4筆で、登記地目及び現況が畑の1,105㎡になります。場所については、■■■■■■から東に20mほど進んだ土地で、先ほど3条のその6で説明した土地の隣接地になります。(航空写真で位置を説明)申請内容は農家住宅及び農作業用敷地と進入路になります。2ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第1種農地と判断しておりますが「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当するため許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 15 番 長友嘉美 委員

長友嘉 15 番長友が現地調査の報告をいたします。この場所は住宅に囲まれていまして、排水路もちゃんとありますので何ら問題ないと思われま
す。以上です。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

現地調査資料の 3 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■で、登記地目が田、現況が雑種地の 275 m²で祖母との 20 年の使用貸借権設定になります。場所については、■■■■地区集会所から南に 210m ほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明) 申請内容は一般個人住宅建築になります。4 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第 1 種農地と判断しておりますが「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当するため許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 4 番 芳野京子委員

芳野 4 番芳野が現地調査の報告をいたします。道路沿いで周りに住宅もあり、排水も問題ないと思われま
す。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

太田 ありません。

議長 ただ今、議案第 8 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

ろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 それでは、関係委員に退席して頂きます。

(中山真一委員 退席)

議長 その3について関係委員の説明を求めます。

3番 山口弘安委員

山口 3番山口がその3について説明いたします。所在地が日置■■■■で面積が3,394 m²です。対価額が■■■■円の10aあたり■■■■円です。公告予定日が令和8年2月27日で買受申出者が■■■■さんです。これは、出口委員との共同あっせんです以上です。

議長 ただ今、その3について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第9号のその3について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第9号のその3は承認されました。

議長 関係委員には席に戻って頂きます。

(中山真一委員着席)

議長 次に、その4の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

5番 井崎 誠委員

井崎 5番井崎がその4について説明いたします。買受申出者が今別府の■■■■さんです。譲渡人が大字日置■■■■の■■■■さんです。申請地が日置■■■■で地目が田です。面積が1,311 m²で対価額が

■■■円で 10 a あたり■■■■■円になっております。公告予定日が令和 8 年 2 月 27 日です。これは出口委員との共同あっせんになっております。以上です。

議長 次に、その 5 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

5 番 井崎 誠委員

井崎 申請番号 5 番について担当委員の井崎が報告いたします。譲受人が上日置の■■■■■さんです。譲渡人が大字日置■■■■■の■■■■■さんです。所在地が日置■■■■■および 2 と 3 の 3 筆となっております。現状は畑です。3 筆合計は 4,448 m²となっております。対価額が■■■■■円で 10 a あたり■■■■■円です。経営規模拡大となっております。こちらは出口委員との共同あっせんとなっております。以上です。

議長 次に、その 6 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が 6 番について説明いたします。譲渡人が宮崎市下北方町■■■■■の■■■■■さん、買受申出者が■■■■■さん。所在が下富田■■■■■で田の 3,298 m²です。対価額が■■■■■円となっております。経営規模拡大で 10 a あたり■■■■■円となっております。こちらは長友嘉美委員との共同あっせんとなっております。以上です。

議長 ただ今、議案第 9 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 9 号の 1、2 及び 4、5、6 について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 9 号の 1、2 及び 4 から 6 については承認されました。

議長 　ただ今、議案第 10 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

出口 　大字下田島とありますが新富ですか。

事務局 　日向大橋を渡って佐土原から入る中洲があるんですけど、地番が大字下富田と下田島となっていていいですが、そこは新富町で飛地になっています。議案として下田島と出てきますけど新富町です。なお、耕作されている方は主に佐土原の方です。

議長 　ほかに質問はないですか。

猪股 　87 番で対価額が■■■円と書いてあるんですけど、これはハウスかなんかですか。

井崎 　ハウスだと思います。■■■■さんだったら。

議長 　ほかに質問はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 10 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第 10 号については承認されました。

議長 　つぎに、議案第 11 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 　それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 　その 1 についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の 1 ページをご覧ください。申請人は■■■■■さんで、申請地は大字日置字■■■■■、■■■地区集会所から北に 1.2 k m ほど進んだ土地になります。（航空写真で場所を説明）登記地目は田の 1,452 m²で現況は山林化している状況です。申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明を求めます。

議長 5番 井崎 誠 委員

井崎 5番井崎誠が現地調査の報告をいたします。現場は、私の■■のところでありまして、15、6年前行ったと時は何とかトラクターで入って行けたんですが、それから何もしていない状態になっていて、現状、今日行こうとしていたら雨が降っていて、入ったら上がれないという現状なので、ここに書いてあるとおり田んぼという形ではないということになっております。以上です。

議長 ただいま議案第11号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問等もないようですので、採決します。
議案第11号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第11号については承認されました。したがって、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 以上で、令和8年2月27日開会の第2回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。

これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和8年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____